

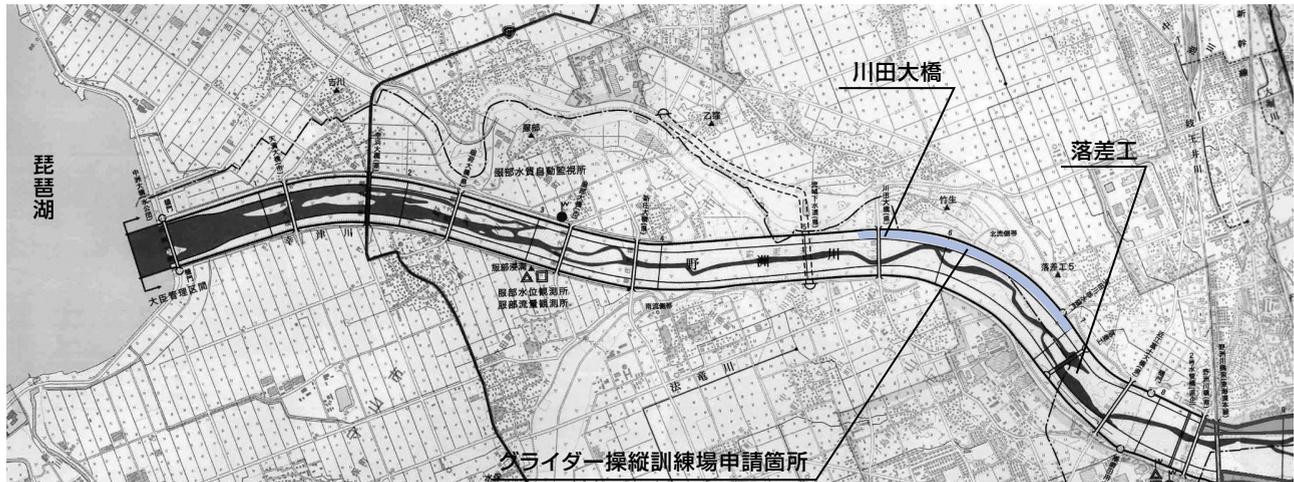
(財)日本学生航空連盟からの新規占用許可申請 (グライダー操縦訓練場)に関する意見書の提出

琵琶湖河川事務所より平成18年12月5日付で、(財)日本学生航空連盟の新規占用許可申請(グライダー操縦訓練場)に対する意見照会の依頼が河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)にありました。

委員会審査が行われ、平成19年12月27日、琵琶湖河川事務所に意見書が提出されました。

この提出された意見書について、内容をご報告いたします。

● 占用許可申請の概要



● 申請内容

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 日本学生航空連盟野洲川滑空場 |
| 2 | 河川の名称 | 淀川水系野洲川 |
| 3 | 占用施設 | 離陸用滑走路、着陸用滑走路、 搬入路、駐車場 |
| 4 | 場所 | 守山市川田町中柳島地先～野洲市三宅地先 |
| 5 | 占用面積 | (右岸5.6km付近から6.85km付近) 66,122m ² |

● 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の検討経緯

(財)日本学生航空連盟の新規占用について、第13回から第17回の計5回の委員会ならびに類似滑空場現地調査会が行われ、意見書が作成されました。またこの審査の期間内で、琵琶湖河川事務所主催の対話集会として、『現地調査会』と『語り合う会』が実施されました。

(各回の詳細は第14号～今号のニュースレター、ならびにホームページから確認いただけます。)

● 占用許可申請に関する意見書

(グライダー操縦訓練場)

次頁に、提出された意見書の本文を掲載いたします。

平成 19 年 12 月 27 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竺 文彦 

占用許可申請に対する意見書
(グライダー操縦訓練場)

平成 18 年 12 月 5 日付け国近整琵琶調第 43 号にて意見照会
ありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び
要望事項を具申いたします。

対象施設の概要 (新設)

| | |
|-------|---|
| 施設の名称 | 日本学生航空連盟野洲川滑空場 |
| 場 所 | 守山市川田町中柳島地先～野洲市三宅地先 (右岸 5.6 k m ～ 6.85km 地点) |
| 占用施設 | 離陸用滑走路、着陸用滑走路、搬入路、駐車場 |
| 申請者 | 財団法人 日本学生航空連盟 |
| 占用面積 | 6 6 , 1 2 2 平方メートル |

(1/3)

1. 委員会としての意見・要望

占用希望場所は、申請者が関西地域にグライダー操縦訓練場がないことから、安全にグライダー訓練をするための諸条件を満足する空間として選定した場所である。学業とグライダー訓練を両立する観点を考慮し、関西地区所属大学から近距離の場所として、野洲川河川敷を選定した。

占用希望の野洲川河川敷は、JR野洲駅から2kmの距離にある。過去に防災訓練に使用されたことがあるが、現在は未占用地で、草地の状態の場所である。堤防上の道路は、車の通行が禁止された管理用通路で散策者や地域の人が利用している。側帯部には、災害用備蓄資材置場がある。

当委員会は、申請者から占用施設の説明を受け、審査表に基づく審査を実施した。審査の過程では、当該占用希望場所と類似した河川敷に設置されたグライダー操縦訓練場の現地調査を行うとともに、河川管理者が開催した対話集会の報告を受けた。

当該占用希望場所のグライダー操縦訓練場利用は、利用形態から環境に与える影響は大きくはないと考えられるが、河川敷の高水敷を長さ約1kmにわたる占用空間であり、動植物とその生息・生育環境に影響がないとは言えない。

グライダー訓練施設を、関西地域で新たに必要とする事情は理解するが、野洲川の河川敷でなければならない理由は不十分であるとする。

また、グライダーの飛行範囲および周辺の住民には、上空飛行に伴う墜落等にかかわる不安の声がある。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を遵守する観点から、グライダー操縦訓練場は河川敷以外での設置・利用が可能な施設であること、および新規の占用施設である当該グライダー操縦訓練場が「川との親水性」を持たせる等「川に活かされた利用」を図ることができる施設とは認められないことから、河川敷への設置は適切とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。

審査において、適切でないとして判断した事項を以下に記す。

- ①福井空港等の使用事例があることから、他の空港を含めた堤内での代替可能性について精査が必要である。
- ②環境への影響では、生物（例えば鳥類）への影響が及ぶ可能性があるため、事前に影響調査を行い、グライダーが上昇・降下する際の鳥への影響を評価することが必要である。
- ③上空飛行による墜落等の安全性に対する不安の声があり、地域住民の不安感を払拭する取り組みにより、安全性を含めた合意を得ることが必要である。
- ④住民に対して、グライダー操縦訓練場設置の説明がなかったことが、話し合いを難しくしていることから、相互理解を進める対話が必要である。
- ⑤広大な面積を排他的に利用するので、施設規模(占用面積)の縮小を図る検討が必要である。
- ⑥広域からの来場利用であり、地域密着型ではないので、自治体・住民と協調した活動を含めた施設利用の検討が必要である。

なお、当委員会が適切でないとして判断した事項等についての検討を申請者が行い、施設計画を変更して申請を行なった場合は、新たな意見照会案件として扱うこととする。

2. 検討の経緯

| | | |
|-------------------|-------|----------------------------------|
| 平成 18 年 1 月 20 日 | 委員会 | グライダー操縦訓練場現地調査(事前) |
| 平成 18 年 12 月 5 日 | | 意見照会書の受理 |
| 平成 19 年 2 月 1 日 | 委員会 | 河川管理者から申請内容についての説明 委員による意見交換 |
| 平成 19 年 5 月 24 日 | 委員会 | 申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換 |
| 平成 19 年 6 月 3 日 | 現地調査会 | 類似グライダー操縦訓練場の現地調査 委員による意見交換 |
| 平成 19 年 7 月 29 日 | 現地見学会 | 野洲川操縦訓練場の現地調査 |
| 平成 19 年 10 月 4 日 | 委員会 | 委員による占用施設の審議 委員による意見交換 |
| 平成 19 年 12 月 6 日 | 委員会 | 委員による占用施設の審議 委員による意見交換 |
| 平成 19 年 12 月 20 日 | 委員会 | 委員による意見書(案)の審議 |

以上